

令和5年 大東市教育委員会 3月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和5年3月27日（月） 午前10時00分～正午

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎

4. 出席説明員（16名）

- ・教育総務部長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・産業・文化部長 北田 哲也
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・産業・文化部次長兼スポーツ振興課長 藤田 正登
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・学校教育政策部企画・教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長参事 山本 和人
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・産業・文化部生涯学習課長 家村 幸一
- ・教育総務部教育総務課課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 3名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第7号
令和5年度大東市教育委員会事務局職員人事について
- 日 程 第 3 教委議案第13号
令和5年度社会教育に関する施策の重点目標について
- 日 程 第 4 教委議案第14号
令和5年度大東市社会教育委員の委嘱について
- 日 程 第 5 教委報告第1号
臨時代理の報告について
- 日 程 第 6 教委議案第8号
大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 7 教委議案第9号
大東市教育委員会事務局事務決裁規程及び大東市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について
- 日 程 第 8 教委議案第10号
令和5年度大東市奨学生の選定について
- 日 程 第 9 教委議案第11号
令和5年度大東市公立学校園に対する指示事項について
- 日 程 第 10 教委議案第12号
「令和5年度中学生チャレンジテスト」の参加について
- 日 程 第 11 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第7号

令和5年度大東市教育委員会事務局職員人事について

令和5年度大東市教育委員会事務局職員人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づき、次のとおり定める。

令和5年3月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

教委議案第13号

令和5年度社会教育に関する施策の重点目標について

令和5年度社会教育に関する施策の重点目標について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第12号の規定に基づき、次のとおり定める。

令和5年3月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和5年度の社会教育に関する施策の重点目標を設定し、社会教育施策の充実を図るため。

令和5年度 社会教育に関する施策の重点目標

【生涯学習課・スポーツ振興課】

人口減少時代における地方自治体の発展に、社会教育の役割と期待が高まるなか、本市では、社会教育を教育委員会だけで推進するのではなく、市全体で取り組むべく、令和3年4月から、産業・文化部を創設し、社会教育を基盤とした、人づくり・地域づくり・つながりづくりに取り組んでいるところである。

個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、多様化する市民ニーズに応じた学習機会の提供が、市民一人ひとりの学びに効果を発揮し、市民の学びが地域に活かされ、地域の活性化がコミュニティのさらなる醸成につながるという、まちづくり視点による社会教育の推進を目標とする。

また、児童・生徒においては、学校以外での学びの機会がコミュニケーション能力を育むうえで必要不可欠なものであり、地域住民との交流の中で社会性を高め、ふれあいにより自尊感情が養われる。一方では、地域住民が自らの知識や経験を発揮する機会を提供することも社会教育の大きな役割の一つであり、住民の生きがいづくりや地域の課題解決に資する活動支援も求められている。

市民一人ひとりが生涯にわたる学習で自己の資質を高め続けながら、個々の学びがサークル活動として地域に広がり、個人の自己実現と地域の活性化がより豊かな人生につながる。この「学びの循環」という生涯学習の理念達成に向けた、本市の社会教育に関する施策の重点目標を定め、さらなる市民生活の充実と地域振興の促進に取り組むものとする。

【重点目標】

1 社会教育施設の活用

市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な学習の機会充実を図るため、施設整備及び施設間連携など社会教育施設の有効活用に努める。

2 社会教育団体等との連携

少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化は、社会教育の推進を図るうえで重要な課題である。社会教育団体等との連携により地域力を強化し、社会教育のさらなる推進を図る。

3 人権尊重のまちづくりの取り組み

社会教育に関する施設の運営や事業実施に際しては、人権に十分配慮して、子どもから高齢者までの全世代、障害の有無や性別などに関係なく、等しく社会教育の機会を提供するとともに、安心して参加できる環境づくりに努める。

1 社会教育施設の活用

- ① 社会教育をはじめとする生涯学習施策の総合的推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ② 各施設を社会教育活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用しやすい施設となるよう環境整備に努め、施設利用の増加を目指す。
- ③ 各施設の利用者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を計画的に行い、かつ、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが快適に利用できる施設運営に努める。
- ④ 社会教育施設をはじめ、子育て支援施設等の他の施設との事業連携を進めることで、あらたな利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑤ 生涯学習センターを中心に、各施設で市民のサークル活動や生涯学習活動のきっかけとなるような事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民参画の機会創出に努め、活動者の組織化と組織後の活動支援により市民の生涯学習や社会教育活動を活性化する。
- ⑥ 社会人の自己成長（スキルアップ）を支援する講座等の事業に積極的に取り組み、リカレント教育の拡充を図る。
- ⑦ 本市の歴史を学ぶことは、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成にも効果を発揮することから、国史跡飯盛城跡や市史跡平野屋新田会所跡について広く市民に周知し、理解を深めていただくための講座の開催やパンフレット等を作成する。
- ⑧ 人材登録バンク（だいたう人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により社会教育環境の充実に努める。
- ⑨ 図書館が市民の調査研究等、学習の拠点となるよう、図書の数・種類の適正管理やレファレンスサービスの充実、多種多様なイベント実施による来館者の拡充に努めるとともに、学校図書室の支援に取り組み、児童・生徒の読書習慣の一層の推進に努める。
- ⑩ 電子図書館の推進による学びの選択肢の拡大や、図書館を地域住民の交流拠点・憩いの場として活用するなど、新たな付加価値の研究に取り組む。
- ⑪ 学校と連携した電子図書館の利用促進方法について検討を進める。
- ⑫ 公民館の設置目的である、地域生活に根ざした事業「集まる」・生活文化を高める事業「学ぶ」・地域連帯を強める事業「つなぐ」が、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により転換期を迎えていることを認識し、新たな事業スタイルを研究する。
- ⑬ 野外活動センターにおける野外活動や集団生活等の機会を創出し、青少年の健全育成を図るとともに、自然体験による市民の心身の健康、豊かで潤いのある生活に寄与する。

2 社会教育団体等との連携

- ① 単位子ども会が減少を続ける状況を踏まえ、子どもの健全育成や地域住民の交流を担うインフラとしての子ども会組織を維持するため、大東市子ども会育成連絡協議会と連携し、単位子ども会活動の支援に努める。
- ② 子どもの放課後の居場所づくりを拡充するため、図書館や公民館等の社会教育施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら、積極的な事業展開を推進する。
- ③ 青少年の健全育成に関する、さまざまな活動情報の発信を強化することにより、青少年指導員会等、地域教育を担う次世代のボランティアを獲得し、持続性のある循環型活動の定着化に努める。
- ④ 行政内部の横断的な取り組みによるネットワーク型の社会教育について研究を行い、企業・NPO・大学等との連携による多面的な事業実施に取り組む。
- ⑤ 舞台芸術をはじめとする文化事業において、市民文化自主事業を効果的かつ効率的に運営し、市民参加型イベントなど生涯学習活動への発展も期待できるような事業実施について検討する。
- ⑥ 市民文化祭は、市民が日頃の活動を発表することによる達成感がさらなる向上心につながり、かつ、舞台、展示を鑑賞する市民にとっても、文化・芸術にふれる機会、文化活動をはじめめるきっかけにもなることから、文化協会を中心とした市民主体の運営のさらなる拡充に努める。
- ⑦ 文化芸術団体の育成・指導者の養成・活動の場の提供・情報提供等、市民活動の活性化に必要な条件を整え、自主的な文化活動を促進する。
- ⑧ 総合文化センター指定管理者と文化協会の相互連携を強化することにより、文化協会に加盟する市民活動団体が円滑に機能、発展できるよう努める。
- ⑨ 指定管理者同士の連携を図り、各体育施設の特徴、能力を生かした取組みの情報等を共有し、市民のスポーツ振興や健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう努める。
- ⑩ 各種スポーツ教室や講習会の充実をはじめ、社会教育団体等との連携を強化することで市民のスポーツニーズの把握に努め、より一層魅力ある事業の在り方を研究し、市民の健康増進や地域活性化を図る。
- ⑪ 障害の有無に関わらず、様々なニュースポーツに接することができる「大東市ニュースポーツフェスティバル」を開催し、スポーツを通じたノーマライゼーションへの理解を深める。
- ⑫ eスポーツを活用し、誰もが参加できる市民の活躍の場を創出、web3.0の社会やメタバース等に対する知識や理解を通じた人材の輩出につなげるなど、経済的・文化的な発展を実現するため、eスポーツ推進に取り組む。

3 人権尊重のまちづくりの取り組み

- ① 社会教育活動等を行う団体における人権問題研修の充実と各種研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育など、職員と施設スタッフに対するさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめとする人権意識の高揚を図る。
- ③ 社会教育活動を通じた世代間交流や様々な人々の交流による相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動を支援する。
- ④ 障害者をはじめ、青少年や女性、高齢者などの積極的な社会参加を促進するための社会教育活動の推進に努める。
- ⑤ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」等、あらゆる法令の趣旨を踏まえ、すべての市民が安心・安全に利用できる施設改善や社会的障壁の除去に配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑥ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、在住外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。

教委議案第14号

令和5年度大東市社会教育委員の委嘱について

令和5年度大東市社会教育委員の委嘱について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年3月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

社会教育委員を委嘱するため。

【別表】

(50音順)

所属団体	氏名	備考
大東市体育協会	秋山 悦子	再任
大東市こども会育成連絡協議会	井上 真治	再任
大東市文化協会	片岡 三藏	再任
四條畷学園短期大学	工藤 真由美	再任
大阪産業大学	塩見 剛一	再任
大東市スポーツ推進委員会	鈴木 英夫	新任
一般社団法人 大東青年会議所	田中 恒成	新任
大東市公立中学校長会		新任

任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

教委報告第1号

臨時代理の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年3月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達 朗

1. 臨時代理の日

令和5年3月14日

2. 臨時代理の事項

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定

3. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

令和 5年 3月14日
教 委 規 則 第 2 号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第
29号）の施行期日は、令和5年3月20日とする。

教委議案第 8 号

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則(平成 28 年教委規則第 3 号)の一部を改正する規則を、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 15 条の 2 第 2 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 27 日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

令和 5 年 4 月 1 日から教育委員会事務局の機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する
規則（案）

令和 年 月 日
教委規則第 号

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則（平成28年教委規則第3号）
の一部を次のように改正する。

別表1の部(2)の項中「第3条第2項」を「第3条第1項に規定する室長、同条第2項」
に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則

平成28年3月28日

教委規則第3号

改正 平成31年2月19日教委規則第1号

令和3年3月25日教委規則第1号

令和4年7月4日教委規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項の規定に基づき、大東市教育委員会事務局における標準的な職について、必要な事項を定めることを目的とする。

(標準的な職)

第2条 前条の標準的な職は、別表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第1号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
1 次項及び第3項に掲げる職務以外の職務	(1) 大東市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号。以下「組織規則」という。）第3条第1項に規定する部長及び同条第3項に規定する参事（部長級に限る。）の属する職制上の段階	部長

	(2) 組織規則第3条第1項に規定する室長、 第3条第2項に規定する総括次長及び同条第 3項に規定する次長の属する職制上の段階	次長
	(3) 組織規則第3条第1項に規定する課長及 び同条第3項に規定する参事（課長級に限る。） の属する職制上の段階	課長
	(4) 組織規則第3条第2項に規定する課長補 佐の属する職制上の段階	課長補佐
	(5) 組織規則第3条第2項に規定する上席主 査の属する職制上の段階	上席主査
	(6) 組織規則第3条第3項に規定する主査の 属する職制上の段階	主査
	(7) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職 制上の段階	係員
2 教育研究所の 事務をつかさど る職の職務	(1) 大東市教育研究所条例（平成18年条例 第48号）第4条に規定する所長の属する職制 上の段階	部長、次長又は課長
	(2) 大東市教育研究所条例施行規則（平成1 9年教委規則第2号）第4条に規定する主任研 究員の属する職制上の段階	課長補佐又は上席主 査
	(3) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職 制上の段階	前項に定める職制上 の段階に応じた標準 的な職
3 幼稚園の事務 をつかさどる職 の職務	(1) 大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第 27号）第3条に規定する園長の属する職制上 の段階	課長
	(2) 大東市立幼稚園条例施行規則（昭和46 年教委規則第6号。以下「幼稚園条例施行規則」 という。）第19条第1項に規定する副園長の	課長補佐

	属する職制上の段階	
	(3) 幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主任教諭の属する職制上の段階	上席主査
	(4) 幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主査教諭の属する職制上の段階	主査
	(5) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	第1項に定める職制上の段階に応じた標準的な職
4 青少年教育センターの事務をつかさどる職の職務	(1) 大東市立青少年教育センター条例施行規則(平成14年教委規則第2号。以下「青少年教育センター条例施行規則」という。)第7条第1項第1号に規定する所長の属する職制上の段階	課長、課長補佐又は上席主査
	(2) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2項に規定する所長補佐の属する職制上の段階	課長補佐又は上席主査
	(3) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2項に規定する上席主査の属する職制上の段階	上席主査
	(4) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2項に規定する主査の属する職制上の段階	主査
	(5) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	係員

教委議案第9号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程及び大東市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について（案）

大東市教育委員会事務局事務決裁規程（平成3年教委庁達第1号）及び大東市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程（平成9年教委庁達第1号）を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和5年3月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和5年4月1日から教育委員会事務局の機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会事務局事務決裁規程及び大東市教育委員会文書取扱規程の
一部を改正する規程（案）

令和 年 月 日
教委庁達第 号

（大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正）

第1条 大東市教育委員会事務局事務決裁規程（平成3年教委庁達第1号）の一部を次の
ように改正する。

別表の4の表中「企画・教職員課」を「教職員課」に改める。

（大東市教育委員会文書取扱規程の一部改正）

第2条 大東市教育委員会文書取扱規程（平成9年教委庁達第1号）の一部を次のように
改正する。

別表一般文書の部を次のように改める。

一 般 文 書	教 育 部	教育総務課	大東教委総
		野崎青少年教育センター	大東教委野
		北条青少年教育センター	大東教委北
		学校管理課	大東教委学
		家庭・地域教育課	大東教委家
		教育企画室	大東教委企
	学 校 教 育 政 策 部	指 導 ・ 人 権 教 育 課	大東教委指人
		教 職 員 課	大東教委職
		I C T 教 育 戦 略 課	大東教委I
		教 育 研 究 所	大東教委教研

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○大東市教育委員会事務局事務決裁規程

平成3年4月1日

教委庁達第1号

改正 平成7年3月20日教委庁達第1号

平成11年3月31日教委庁達第1号

平成14年4月1日教委庁達第1号

平成18年3月31日教委庁達第3号

平成19年3月31日教委庁達第2号

平成20年3月21日教委庁達第2号

平成24年3月27日教委庁達第1号

平成24年12月26日教委庁達第1号

平成26年3月26日教委庁達第3号

平成29年3月31日教委庁達第1号

平成31年4月1日教委庁達第1号

令和3年3月25日教委庁達第2号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程(昭和46年教委庁達第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、大東市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長又は専決する者（以下「専決者」という。）が、その権限に属する事務について意思決定することをいう。
- (2) 専決 専決者が、この規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 代決 教育長又は専決者（以下「決裁者」という。）が不在のときに、その権限に属する事務について、この規程に定める者が、臨時にそれらの者に代わって決裁することをいう。
- (4) 部長 大東市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号。以下「教委規

則」という。)第3条第1項に規定する部長をいう。

(5) 総括次長 教委規則第3条第2項に規定する総括次長をいう。

(6) 次長 教委規則第3条第3項に規定する次長をいう。

(7) 参事 教委規則第3条第3項に規定する参事をいう。

(8) 課長 教委規則第3条第1項に規定する課長をいう。

(9) 課長補佐 教委規則第3条第2項に規定する課長補佐をいう。

(10) 上席主査 教委規則第3条第2項に規定する上席主査をいう。

(決裁等の順序)

第3条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する上席主査又は課長から順次所属上司の決定を経て教育長の決裁を受けるものとする。

2 専決できる事項については、前項の手続過程において、専決者の専決を受けるものとする。

(合議)

第4条 前条の規定によりその事務を処理する場合を除くほか、他の課等に関係のあるものは、関係課等に合議しなければならない。

(専決及び代決の効力)

第5条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(教育長の決裁を要する事項)

第6条 教育長の決裁を受けなければならない事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針に基づく実施細目を決定すること。
- (2) 教育行政に係る事業計画に基づく実施方針を決定すること。
- (3) 事務局職員(課長相当職以上の職員を除く。)の配置を決定すること。
- (4) 重要な各種行事の施行を決定すること。
- (5) 前各号の事項以外の重要又は異例と認められること。

2 前項に定めるもののほか、教育長の決裁を受けなければならない事項は、大東市事務決裁規程(平成3年庁達第2号。以下「事務決裁規程」という。)別表第1の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「副市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(部長、課長及び上席主査の専決事項)

第7条 部長、課長及び上席主査限りで専決できる共通の事項は、事務決裁規程別表第1を準用する。

2 前項に定めるもののほか、部長、課長及び上席主査限りで専決できる個別の事項は、別表のとおりとする。

(専決の特例)

第8条 部長が専決できる事項のうち、あらかじめ教育長の承認を得て部長が指定する事項については、総括次長が専決することができる。

2 参事は、担任する事務のうち、あらかじめ教育長の承認を得て所属の上司が指定する事項について専決することができる。

(専決に係る報告)

第9条 専決者は、専決した場合において必要があると認めるときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(代決)

第10条 決裁者が不在であるときは、次の表に掲げる第1代決者が、決裁者及び第1代決者がともに不在であるときは、第2代決者が、それぞれ代決することができる。

決裁者	第1代決者	第2代決者
教育長	主管部長	主管総括次長
部長	主管総括次長	主管課長
課長	課長補佐	主管上席主査
上席主査	課長補佐	課長

2 前項の場合において、代決者となるべき者が複数あるときは、当該事項を担当する者を第1順位とし、担当以外の者を第2順位とする。

3 第8条第1項の規定により、総括次長に専決事項を指定したときは、総括次長の担当事務のうち、決裁者が教育長である事項については、第1代決者を総括次長と読み替えるものとする。

4 第8条第2項の規定により、部長が専決できる事項について、参事への指定をしたときは、参事の担当事務のうち、決裁者が教育長である事項については、第1代決者を参事と読み替えるものとする。

5 第8条第2項の規定により、課長が専決できる事項について、参事への指定をしたときは、参事の担当事務のうち、決裁者が部長及び上席主査である事項については、第2

代決者を参事と読み替えるものとする。

(代決の制限)

第11条 前条に規定する代決は、次に掲げる事項については、これをしてはならない。

- (1) あらかじめ代決してはならないものと指示された事項
- (2) 異例であると認められる事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 成規の解釈上疑義がある事項
- (5) 紛議論争があるもの及び将来その原因となると認められる事項

(代決の特例)

第12条 第10条に規定するそれぞれの代決者が不在のために、その事項を代決することができない場合において、その事項がなお特に至急に処理しなければならないときは、前条に規定する場合のほか、それぞれ該当する専決者の所属する直属の上司の決裁を得ることによって、代決されたものとみなしてこれを処理することができる。

(代決に係る手続)

第13条 代決した事項については、速やかに決裁者に報告し、又は関係文書を閲覧に供さなければならない。

(教育委員会に置く機関の特例)

第14条 教育委員会に置く機関において、当該機関の長が専決又は代決できる事項については、教育委員会が別に定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、専決事項について疑義が生じた場合は、教育総務部長が学校教育政策部長の意見を聴いて区分を定めるものとする。

(非常災害の場合の事務処理)

第16条 教育長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この規程にかかわらず、別に指示を行うことができる。

附 則

この規程は、庁達の日から施行する。

附 則 (平成7年教委庁達第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(大東市立総合文化センター処務規程の一部改正)

- 2 大東市立総合文化センター処務規程(昭和62年教委庁達第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成11年教委庁達第1号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委庁達第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令達の日から施行する。

(大東市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

- 2 大東市教育委員会文書取扱規程(平成9年教委庁達第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成18年教委庁達第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(大東市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

- 2 大東市教育委員会文書取扱規程(平成9年教委庁達第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成19年教委庁達第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(大東市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

- 2 大東市教育委員会文書取扱規程(平成9年教委庁達第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年教委庁達第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(大東市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

2 大東市教育委員会文書取扱規程(平成9年教委庁達第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年教委庁達第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委庁達第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年教委庁達第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委庁達第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年教委庁達第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委庁達第2号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

1 教育総務部教育総務課に関する事項

事項	部長	課長	上席主査
(1) 教育委員会会議録を調製すること。	○		
(2) 規則その他規程等を公布すること。		○	
(3) 令達番号を決定すること。			○
(4) 教育委員会に係る例規その他の法令解釈を行うこと。		○	
(5) 学校園の休業日の変更を承認すること(他課所管のものを除く。)	○		
(6) 学校園の教材及び教具の整備等に関する事務を処理すること。		○	
(7) 校外行事に関する事務を処理すること(他課所管のものを除く。)		○	

(8) 大東市立青少年教育センター条例（平成13年条例第25号）に基づく事業（重要なものに限る。）を行うこと。	○		
---	---	--	--

2 教育総務部学校管理課に関する事項

事項	部長	課長	上席主査
(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学、入退学及び転学に関する事務を処理すること。		○	
(2) 学齢児童及び学齢生徒の就学を猶予又は免除すること。	○		
(3) 区域外就学を承認すること。		○	
(4) 就学援助の受給を認定すること。	○		
(5) 災害共済給付に関する事務を処理すること。		○	
(6) 就学前健康診断を計画すること。		○	
(7) 学校保健統計調査に関する事務を処理すること。		○	
(8) 学校給食の栄養管理、調理指導及び献立作成に関する事務を処理すること。		○	
(9) 学校施設に関すること。	比較的重要なもの	輕易なもの	
(10) 学校園の施設台帳を調製すること。		○	
(11) 学校の目的外使用を許可すること。		○	

3 学校教育政策部指導・人権教育課に関する事項

事項	部長	課長	上席主査
(1) 教材を承認すること。		○	
(2) 人権教育の総合企画及び連絡調整を行うこと。	○	輕易なもの	
(3) 人権教育に係る専門的な指導助言を行うこと。	比較的重要なもの	輕易なもの	

(4) 人権教育に係る指導資料を作成整備すること。	○	軽易なもの	
(5) 人権教育に係る教職員の研修の立案及び実施に関する事務を処理すること。	○	定例的なもの	

4 学校教育政策部~~企画~~・教職員課に関する事項

事項	部長	課長	上席主査
(1) 学校園長の宿泊を要する出張を命令すること。	○		
(2) 教職員の海外旅行を承認すること。	○		
(3) 教職員の職務専念義務の免除を承認すること。	○		
(4) 教職員の免許事務を処理すること。		○	
(5) 教職員の人事記録カードの整理及び保存に係る事務を処理すること。		○	
(6) 軽易な教職員人事事務を処理すること。		○	
(7) 教職員の定員及び学級編成に係る事務を処理すること。	○		
(8) 教職員の保健、安全、厚生及び福利に関する事務を処理すること。		○	
(9) 大東市教職員厚生会に係る事務を処理すること。		○	
(10) 学校園の組織編成及び教職員の指導に関する事務を処理すること。	比較的重要なもの	軽易なもの	
(11) 学校基本調査及び学校教員統計調査に係る事務を処理すること。		○	

5 学校教育政策部教育研究所に関する事項

事項	部長	課長	上席主査
(1) 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、	比較的重要なもの	軽易なもの	

<p>学力向上に係る研修等の立案及び実施に関する事務を処理すること。</p>	<p>なもの</p>		
<p>(2) 教科書の無償給付事務を処理すること。</p>		<p>○</p>	
<p>(3) 学校園の教育課程及び学習指導に関する事務を処理すること。</p>	<p>比較的重要なもの</p>	<p>軽易なもの</p>	

○大東市教育委員会文書取扱規程

平成9年3月11日

教委庁達第1号

改正 平成11年3月31日教委庁達第2号

平成14年4月1日教委庁達第1号

平成18年3月31日教委庁達第3号

平成19年3月31日教委庁達第2号

平成20年3月21日教委庁達第2号

平成27年3月25日教委庁達第3号

令和3年3月25日教委庁達第2号

(目的)

第1条 この規程は、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）における文書の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(文書の記号)

第2条 文書には、文書の種類に応じて、別表に定める記号を付け、その種類ごとに帳簿に記録しなければならない。

(発信者名)

第3条 文書の発信者名は、教育長その他権限を有する者とする。ただし、招待状、案内状、資料等の送付文書その他軽易な文書にあつては、部長又は課長とする。

(公印)

第4条 公印の使用は、大東市教育委員会公印規則（昭和62年教委規則第1号）によるものとする。

(市長部局との関係)

第5条 次に掲げる事務については、原則として市長の事務部局で行うものとする。

- (1) 郵便物等の受領及び発送
- (2) 保存年限3年以上の文書の保存及び廃棄
- (3) 刊行物、市民向パンフレットその他これに準じるものの登録番号の処理

(準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会における文書の取扱いについては、大東市文書取扱規程（平成6年庁達第2号）の取扱いに準じるものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委庁達第2号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委庁達第1号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年教委庁達第3号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委庁達第2号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委庁達第2号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委庁達第3号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定に基づき引き続き在職する間は、改正後の大東市教育委員会文書取扱規程第3条の規定は適用せず、改正前の大東市教育委員会文書取扱規程第3条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年教委庁達第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	記号
委員会議案	教委議案

委員会報告			教委報告
委員会規則			教委規則
委員会要綱			教委要綱
委員会公告			大東市教委公告
委員会告示			大東市教委告示
委員会庁達			教委庁達
委員会達			大東市教委達
委員会指令			大東市教委指令
一般 文書	教育 総務 部	教育総務課	大東教委総
		野崎青少年教育センター	大東教委野
		北条青少年教育センター	大東教委北
		学校管理課	大東教委学
		家庭・地域教育課	大東教委家
		教育企画室	大東教委企
	学校		
	教育 政策 部	指導・人権教育課	大東教委指人
		企画・教職員課	大東教委企画
		ICT教育戦略課	大東教委ICT
		教育研究所	大東教委教研

教委議案第10号

令和5年度大東市奨学生の選定について

大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）第4条の規定により、次のとおり令和5年度大東市奨学生を選定することについて、教育委員会の議決をもとめる。

令和5年3月27日提出

大東市教育委員会
教育長 木野 達朗

理 由

大東市奨学貸付条例第3条の規定により、申請があった者について、同条例第4条の規定により、本案を提出するものである。

教委議案第 11 号

令和 5 年度大東市公立学校園に対する指示事項について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 5 号の規定に基づき、令和 5 年度大東市公立学校園に対する指示事項について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 27 日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

令和 5 年度の大東市立公立学校園に対する指示事項を定め、学校園教育の活性化と充実を図るため。

案

令和5年度 大東市公立学校園に対する指示事項

《大東市教育大綱》

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

- 重点1 学力の向上
- 重点2 安全・安心な教育環境の推進
- 重点3 開かれた魅力ある学校づくり
- 重点4 徹底的家庭応援

《大東のめざす教育》

○基本理念

「学び合い、学び続ける明日の市民の育成」

—学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む—

○めざす子ども像

1. 「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2. 「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3. 自分や友だち、家族を大切に、地域を支える子ども
4. 生涯にわたって、自ら学び続けようとする子ども

《だいとう教育ビジョン 2022》

教員の確かな関わりによる
「学び合う」学校園づくり

大東市教育委員会

令和5年度 学校教育の重点

「すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現」

文部科学省中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年1月）を受け、令和4年1月に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」が、また、特別部会の下に「義務教育の在り方ワーキンググループ」が設置され、令和4年度には5回にわたるワーキンググループ会議が開催され、義務教育の意義や、学校が果たす役割について議論されました。

長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響は、教育活動に多くの変化をもたらすとともに、従来の教育活動を再構築する機会となり、学びにおけるICT機器やオンライン環境の活用は、学ぶ姿の進化とともに、柔軟で多様な学びの可能性を広げました。子どもたちの多様な学びを支えるためには、個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具現化が求められます。

本市学校園においてはこれまで、教員の確かな関わりによる「学び合う」学校園づくりをめざした『だいとう教育ビジョン2022』の具現化に向けて、その理念の共有化及び実践・研究に努めながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点で、「学び合う」授業づくりについて工夫を重ね、さまざまな研修を通じて教員としての専門性を互いに磨き、学びの質を高めてきました。この積み重ねを基盤に、さらに学習者を主体とした「学び合う」授業づくりの進化を進めなければなりません。あわせて、不登校傾向にある子どもや、支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現のために、多様な学びへのアクセスを保障し、将来の社会的自立へとつなげるべく、主体的な学習者を育てなければなりません。

その目的達成にむけて、校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ学校力をさらに高めながら、子どもたちの豊かな学びへとつながる教育活動のさらなる推進に努めることを指示します。

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童・生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から信頼される学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。あわせて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが重要である。

【重点指示事項】

(1) 組織的な学校園運営の推進

① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校園の経営方針や教育目標等について教職員と共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性を発揮できる校内組織を構築すること。また、教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間をより一層確保するため、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

② 地域とともにある学校園づくりの推進

各学校園においては、幼児・児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画を立て、その教育実践を行うためにPDC Aサイクルに基づいた学校園経営の推進に努めること。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、地域とともにある学校園運営体制のさらなる充実を図り、学校園が行う教育活動等に保護者や地域が主体的に参画できるように推進していくこと。

(2) 教職員の資質の向上

① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

また、「指導が不適切である」と思われる教員については、幼児・児童・生徒の学習を保障していくためにも、校園長・教頭主任からの指導や同僚からの助言、学校園体制としての支援、校園内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

② 計画的な人材育成の推進

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため、「大阪府教員等研修計画」（令和3年3月大阪府教育委員会）等を活用すること。その際、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。また、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。

(3) 教職員のサービスの徹底

① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、不祥事の未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月 大阪府教育委員会）等の関係資料を校内研修会などにおいて活用し、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けること。また、「大阪府教育委員会サービス指導指針」、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」等をもとに指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保に努めること。

② 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底すること。また教職員に対して、「体罰防止マニュアル」（府教育

委員会Webページに掲載)、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂 大阪府教育委員会)等を活用した研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、幼児・児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

③ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の**人権**や尊厳を侵害するとともに職場環境を悪化させる許されない行為である。したがって、「学校(園)におけるハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(大東市教育委員会)の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口を設置するとともに周知すること。また、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めていく上で、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めること。

④ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の目的は、教職員が本来の業務に専念し、より専門性を高める**ことができる**環境づくりに取り組み、学校教育の質の向上を図ることにある。

教員が心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担**うことができる**よう、「大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」(令和2年4月)等に基づき、在校等時間の把握に努め、長時間勤務の縮減に向けた取組みを促進するなどして機能的な学校運営の構築に努めること。

2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境**づくりを進め**るとともに、互いに認め合い、命を大切に作る心や自尊感情を育てる取組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進める上で、「いじめ」、「不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導を行うとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進めることが必要である。

【重点指示事項】

(1) 心の教育・人間関係づくり

① 豊かな心を育む道徳教育の充実

校長の明確な方針のもと道徳教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道徳科を要として教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ること。**道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から考えたことを、議論をとおして多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、授業改善に努めること。**

② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、人権3法(平成28年)や府人権関係3条例(令和元年)をはじめ国・府の関係法令及び「大東市人権教育基本方針」「大東市人権教育推進指針」(平成25年4月)等に基づくとともに、子どもたちがこれまで学んできた内容や現状等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとすること。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、女性、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等様々な人権問題の解決

をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別やヘイトスピーチ等が生起していることにも留意すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、すべての教職員が人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を一層組織的、計画的に進めること。特に、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

また、校園長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生じた場合には迅速かつ組織的に対応すること。

③ キャリア教育の推進

児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの意志と責任で進路を選択決定する等、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるようキャリア教育・進路指導の充実を図ること。

中学校区におけるキャリア教育に係る全体指導計画の検証・改善を行い、児童・生徒が自己肯定感や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進するとともに、成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、9年間の学びのプロセスを振り返って蓄積することができる「キャリア・パスポート」を活用すること。

(進路指導)

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身につけることができるよう指導・支援すること。特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。また、生徒・保護者に対して評価に関わる適切な情報（評価の考え方・評価の仕組み・評価方法等）の提供に努めること。

進路等に関する書類の作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障がいのある生徒の進路指導にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた進路選択等に係る十分な情報提供、説明に努めること。その際、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。

④ 幼児教育の充実および小学校教育との連携

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しつつ、5歳児から小学1年生の2年間（架け橋期）で小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・授業参観等を実施し、教育課程・保育課程の相互理解に努めること。小学校における「スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～」（平成31年3月改訂 大東市教育委員会）並びに、今後策定予定の「大東市 幼保小の架け橋プログラム」の有効な活用に努めること。

⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を中心として、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」（文部科学省）及び「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月）の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて子どもが読書への興味・

関心を高める環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとしての学校図書館の機能を高め、豊かな人間性や言語能力等を育むこと。各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた児童・生徒の主体的な学習活動を支援すること。また、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域での読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

(2) 安心して学べる学校園づくり

① 子どもたちの生命・身体を守る取組み

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死等の未然防止に向けた日々の丁寧な対応や、子どもたちの不安やストレスの高まりに対するSC・SSW等との連携による相談体制の充実等を図るとともに、自他の生命を大切にすることを育むための取組みを推進すること。

② 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動等の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、**生徒指導提要（令和4年12月改訂）**等を活用し、個性の発見や可能性の伸長、社会的資質・能力の向上につながる発達支持的生徒指導を推進すること。また、児童・生徒が主体的に活動する機会等を確保し、意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりすることにより、健全な成長や自立を促すよう努めること。

問題行動等が生じた場合は、「大東市版 問題行動への対応チャート」（令和4年4月）の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。状況に応じて警察等関係機関との連携や府・市の事業等を活用し、スクールロイヤー等専門家の積極的な早期活用や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

③ いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

いじめは重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）や「大東市いじめ防止基本方針」（令和5年3月改訂）を踏まえ、いじめの防止と早期発見に取り組むこと。また重大事態に至るおそれがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、市教委（**警察OB支援員含む**）と連携を図りながら、事象の態様に応じて関係機関や法律・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを教職員が共通理解し、積極的に認知し、対応していくこと。認知したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず情報を共有するとともに、事実を正確に把握した上で迅速かつ適切に対応すること。

教育活動全体において、「いじめ対応セルフチェックシート」（令和元年6月）等を活用し、日頃より早期発見や対応のあり方等について理解を深めておくこと。また、市が実施するハイパーQ Uテストの活用やアンケート調査に加え、各学校の実情に応じた実態把握を行うこと。

ネット上のトラブル等の課題解決に対しては、情報モラル教育の一層の推進等、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付け、教職員が正しい理解を深めるよう努めるとともに、保護者への啓発活動も行うこと。（「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（令和2年3月）（「携帯・ネット上のいじめ等への**対処方法プログラム**」（令和4年9月大阪府**教育庁**））

④ 不登校への対応および取組みの推進

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）に基づく教職員の共通理解及び対応を行うとともに、すべての児童・生徒にとって、学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、授

業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進すること。

教育機会確保法の主旨に則り、全ての子どもが何らかの学びにアクセスできている状態となるよう、児童・生徒の状況の把握（アセスメント）に努めるとともに、ICTを活用した学習支援を行う、教室以外の居場所での支援を行う等、きめ細やかで多層的な対応を図り、不登校の早期発見、早期対応に努めること。その際、市の不登校支援政策をまとめた「学びへのアクセス100% 大東市不登校支援モデル」を参考に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校指導員や教育支援センター「ボイス」等、関係機関と連携し、教育相談体制を構築すること。

⑤ 児童虐待の防止に向けて

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月文部科学省改訂版）及び「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月大阪府教育庁）を踏まえた迅速かつ適切な対応を行うこと。

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、研修等も実施して早期発見・早期対応に努めること。特に、欠席が継続している子どもに対して定期的な安全確認を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携により継続的に支援すること。

通告の対象となった幼児・児童・生徒に係る情報提供については、通告後にも定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、子ども家庭センター等と日常的な連携を行うようにすること。

ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合等、その状況は様々であり表面化しにくいことから、教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう指導すること。（「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月大阪府教育庁））

⑥ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

学校園の危機管理の目的は、幼児・児童・生徒や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあることを踏まえ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。事件・事故等の緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、常時見直しをすること。

（ア）南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、避難訓練の充実や地域と連携した取組みの推進を図るとともに、「大東市公立学校園災害対応マニュアル」（令和3年6月一部変更）を踏まえて、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災ノートを活用した防災教育を充実すること。また、水防法及び土砂災害防止法の改正（令和3年5月）に伴い、避難確保計画を作成し、訓練実施時には、訓練実施報告書を提出し、改善に努めること。

（イ）「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月文部科学省）においてとりまとめられている学校の危機管理の在り方、再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組み等を参考に、各学校においては、それぞれの学校の実情に応じ、「大東市 学校事故対応指針」（平成31年4月）も参考にしながら、危機管理マニュアルの

見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うこと。安全教育の充実及び安全点検の実施（安全管理の徹底）について、各校の「学校安全計画」（学校保健安全法第27条）に基づいて「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から取組みの推進を図り、とりわけ転落事故の防止については、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導及び個別の安全対策を行うよう配慮すること。（「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月文部科学省））

3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

「だいたい教育ビジョン2022」の理念に基づいた、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、人間関係づくりを基盤とした、より質の高い授業づくり・学びに向かう環境づくりを充実させるとともに、学校園が核となり家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の向上を図り、協同して豊かな教育環境づくりを推進することが重要である。

【重点指示事項】

(1) 自ら学び、学び合う力の育成

① 学習指導要領の確実な実施

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。

教育課程の編成は、学習指導要領に則して適正に行い、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的に組み立てる等、カリキュラム・マネジメントを行うこと。学校行事等について、それぞれの目標や意義を踏まえて、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫を生かして実施すること。

② 授業の質の向上のための組織的な取組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成と、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、ICTを効果的に活用するなど、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、4つのキーワード「意図する・ゆだねる・見取る・つなげる」を意識した、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの組織的な研究実践を行うこと。言語能力は、すべての学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、大阪府教育委員会提供学習教材等を積極的に活用するとともに、単元を見通した計画を組織的に構築し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、さらなる授業の質の向上に取り組むこと。情報活用能力の育成に当たっては、教科等横断的な視点をもって取り組み、全ての教員が「1人1台端末」の環境を効果的に活用した授業等を積極的に行うとともに、教員のICT活用指導力の向上に努めること。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、「子どもが身につけるべき力」を明確にした授業を行い、全国学力・学習状況調査や府テスト、市共通到達度確認テスト等により、児童・生徒の学力や学習状況を詳細に把握・分析し、学力向上担当者を中心としてPDCAサイクルを踏まえた具体的・効果的な取組みに確実につなげること。さらに、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対して、学校の教育課題や取組み状況と成果等について、わかりやすく積極的な発信に努めること。

③ 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学

習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信を通して保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「大東・まなび舎」等を活用し、学校として自学自習力の育成を図るとともに、「家庭学習の手引き」等の作成（「ホームワークガイド2023改訂版フォーマット」令和5年3月）と周知、質的充実等、家庭学習の目的や在り方をさらに研究し、児童・生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

④ 英語教育の充実

小学校では、大阪府作成「STEPS in OSAKA」やデジタル教科書等のICTを活用しつつ、英語の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動を充実させ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、適切な評価を行うこと。

中学校では、学習指導要領に基づき4技能（5領域）をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取組みを推進すること。その際、『英検にチャレンジ！～Daito English Trial～』を有効に活用し、中学校卒業段階でCEFR A1レベル（英検3級程度）の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ること。

⑤ 各中学校区の実態に応じた小中一貫教育の推進

これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに育てていくために、学校段階間の繋がりを意識した教育課程編制及びカリキュラム・マネジメント等が不可欠である。各中学校区において作成した「めざす子ども像」及び9年間を見通した系統的なカリキュラムに基づいた取組みを進める中で、小学校高学年における教科担任制を取り入れるなど、小中一貫教育の取組みを推進していくこと。

(2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものにとらえ、学校園全体で組織的な取組みを推進すること。また一人ひとりの教育的ニーズについては、支援学級担任のみならず、支援教育支援員を含めて全教職員が相互に連携して把握し、合理的配慮について適切に対応するとともに、その基礎となる環境を整備し、校内で多様な学びの場の充実を図ること。また、医療的ケアの必要な児童・生徒がその可能性を最大限に発揮し、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うために、ともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に支援を行うこと。（「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年9月））支援学級はもとより、通級指導教室及び通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進し、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、切れ目なく確実に引継ぎを進めること。支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れるとともに実態に応じて編成し、通級指導教室において特別の教育課程を編成する場合は自立活動の内容を参考としつつ具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。

(3) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止のため、技術指導においては段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら指導する等、万全を期すること。部活動については「大東市中学校に係る部活動の方針」（令和2年3月）に則り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。

熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「大東市公立学校園熱中症対策ガイドライン」（令和元年5月）や「熱中症事故の防止について」（令和3年4月文部科学省）を参考とし、適切に対応すること。

教委議案第12号

「令和5年度中学生チャレンジテスト」の参加について

「令和5年度中学生チャレンジテスト」の参加について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年3月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達 朗

理 由

令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について、大阪府教育庁からの照会への回答を要するため。



教小中第3586号
令和5年3月9日

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様

大阪府教育庁
市町村教育室小中学校課長

令和5年度中学生チャレンジテストの参加について（依頼）

令和5年度中学生チャレンジテストの実施要領については、令和5年2月1日付け教小中第3282号にて依頼したところです。

つきましては、実施要領を遵守し、テストの円滑かつ確実な実施にご協力をお願いします。

なお、テストを実施するにあたり、貴所管の中学校等の参加について確認いたしますので、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 提出物 **【別紙様式】**
- 2 提出期限 令和5年4月4日（火）
- 3 提出先 学力向上グループ（担当：酒井）
SakaiMo@mbox.pref.osaka.lg.jp
- 4 提出方法 メール

【連絡先】

担 当 学力向上グループ 酒井
電 話 06-6941-0351（内線5482）
06-6944-3859（直通）
F A X 06-6944-3826
e-mail SakaiMo@mbox.pref.osaka.lg.jp



教小中第3282号
令和5年2月1日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

令和5年度 中学生チャレンジテストの実施について（依頼）

標記について、実施要領を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

つきましては、貴所管の中学校等に周知願います。

【連絡先】

担 当	学力向上グループ 酒井
電 話	06-6941-0351（内線5482） 06-6944-3859（直通）
F A X	06-6944-3826
e-mail	SakaiMo@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和5年度 中学生チャレンジテスト 実施要領

1 目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（学校）の第1学年、第2学年、第3学年を対象とする。
- (2) 支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、テストの対象となる教科について、以下に該当する生徒は、テストの対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 テスト実施日

第1学年、第2学年 令和6年1月10日（水）

第3学年 令和5年9月5日（火）

※アンケートは、第1学年・第2学年は令和6年1月10日（水）から1月24日（水）、第3学年は令和5年9月5日（火）から9月19日（火）を実施期間とする。

4 テスト内容

- (1) テストの対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。

- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 テスト実施場所及びテスト時間

- (1) テスト実施場所は、各学校とする。
- (2) テスト時間は、1教科あたり45分とする。

6 テストの実施体制

テストの実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) テストは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、テストの一部（問題冊子等の作成・配送・回収、テスト結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、テストにあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長をテスト責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づきテスト実施にあたる。
- (4) テスト実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 テスト結果の取扱い

(1) テスト結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、テストの目的の達成に資するテスト結果等

(2) テスト結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、テストの目的の達成に資するため、原則として以下のテスト結果を提供する。
 - ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体のテスト結果、その設置管理する学校ごとのテスト結果及び府全体のテスト結果
 - イ 学校に対しては、当該学校全体のテスト結果、各生徒のテスト結果及び府全体のテスト結果
 - ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果

- ② 学校は、テストに参加した生徒に対して、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果を配付すること。

(3) テスト結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、テストの目的を達成するた

め、テスト結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、テスト結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ② 市町村教育委員会においては、テスト結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、テスト結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校によるテスト結果の公表

テスト結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかるテスト結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかるテスト結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校のテスト結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) テスト結果の取扱いに関する配慮事項

テスト結果については、テストの目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、テストにより測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、テストの適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

- ② テスト結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、テスト結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ テスト結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、テストの目的に加え、テスト結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

テストを実施するとともに、テスト結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、テストの実施にあたって、その目的や内容、テスト結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、テストに関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、テスト結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取
得しないテスト方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、テストに関して知り得た個人情報について、それぞれ
が遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り
扱うこと。

(3) テスト日程の変更等

テストは、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全
法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、テスト
を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、
テスト実施日以降に別途テストすることができる。この場合、全体の集計からは除外するこ
ととするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及びテスト結果の提供を行う
こととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の
授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じ
て、テスト時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮
を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生
徒は、テストの対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、
別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科をテ
ストの対象としないことができる。なお、テストを行うにあたっては、各学校の判断によ
り、テスト時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 実施マニュアルの作成・配付

テストの具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、テスト結果を活用して学校の評価活動の改善と充実を図るととも
に、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、当
該学年の「府全体の評定平均」を作成する。

- (2) 「府全体の評定平均」の作成方法
- ① 作成にあたっては、第1学年及び第2学年の対象校から一定数の学校（抽出校）を抽出する。
 - ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（仮評定）を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとする。
 - ア 第1学年 国語、数学及び英語
 - イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語
 - ③ 大阪府教育委員会は、第1学年及び第2学年について、提供された仮評定をもとに、「府全体の評定平均」を作成する。
- (3) 「府全体の評定平均」の取扱い
- ① 大阪府教育委員会は、各学年の「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。
 - ② 市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。
 - ③ 学校は、各学年の「府全体の評定平均」及びテスト結果により各校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。
- (4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用
- 調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和6年度、第2学年は令和7年度、第1学年は令和8年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

◆中学校第1学年

【国語】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ
(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ	(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動をを通して指導するものとする。 アイ	(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動をを通して指導するものとする。 アイウ	(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動をを通して指導するものとする。 アイウ
(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ(ウ)イオ			

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【数学】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
(1) アイ 【正の数と負の数】 ・必要性と意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【文字を用いた式】 ・必要性と意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3) アイ 【一元一次方程式】 ・必要性と意味 ・文字で解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現	-

【英語】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料》

- 単文、重文
- 肯定及び否定の平叙文(現在形)
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、be 動詞で始まるもの、助動詞 (can, do など) で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞 (how, what, where, which, who, whose) で始まるもの
- 名詞の単数形及び複数形
- 文構造
 - [主語+動詞]
 - [主語+動詞+補語] のうち、主語+be 動詞+

}	名詞 代名詞 形容詞
---	------------------
 - [主語+動詞+目的語] のうち、主語+動詞+

}	名詞 代名詞
---	-----------
- 代名詞
 - 人物や指示、疑問を表すもの
- 接続詞 (and, but, or)
- 助動詞 (can)
- 動詞の時制及び形など
 - 現在形
- 語句に関するもの
 - 月 (January~December) 12 語
 - 曜日 (Monday~Sunday) 7 語
 - 序数 (first~thirteenth) 13 語
 - 色 (color; black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple) 9 語
 - 場所 (house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea) 17 語
 - 食べ物 (apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream) 14 語
 - スポーツ (badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball) 6 語
 - 身のまわりの物 (chair, desk, hat, pencil, table, umbrella) 6 語
 - 動物 (bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger) 9 語
 - 職業 (astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet) 10 語
- 音声に関するもの

◆中学校第2学年

【国語】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ
(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ	(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ
(3) 我が国の言語文化に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ(イ)エ			

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やさまじりに關するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】(分野別出題範囲)

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類(「A問題」「B問題」)から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(イ)ウ(エ)オ イ(イ)ロ (① 自然環境を除く) (3) 日本の諸地域(九州、中国・四国、近畿、中部、関東、東北) ア(イ)ロ イ(イ)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(イ)ロ(ウ)エ イ(イ)ロ

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ア(イ)ロ イ(イ) (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(イ)ロ(ウ)エ(オ)イ(イ)ロ (3) 日本の諸地域(九州、中国・四国、近畿) ア(イ)ロ イ(イ)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(イ)ロ(ウ)エ イ(イ)ロ C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(イ)ロ イ(イ)ロ

【数学】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
<p>(1)アイ 【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の变形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2)アイ 【連立二元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解の意味 ・必要性と意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 	<p>(1)アイ 【基本的な平面図形の性質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 <p>(2)ア 【図形の合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 	<p>(1)アイ 【一次関数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現 	-

【理科】(分野別出題範囲)

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類(「A問題」「B問題」)から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
<p>(3) 電流とその利用 ア (7) 電流 ② 回路と電流・電圧 ③ 電流・電圧と抵抗 ④ 電気とそのエネルギー イ</p>	<p>(4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (f) 化学変化 (g) 化学変化と物質の質量 イ</p>	<p>(3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (f) 植物の体のつくりと働き (g) 動物の体のつくりと働き イ</p>	-

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
-	<p>(4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (f) 化学変化 (g) 化学変化と物質の質量 イ</p>	<p>(3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (f) 植物の体のつくりと働き (g) 動物の体のつくりと働き イ</p>	<p>(4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (f) 天気の変化 ④ 霧や雲の発生 イ</p>

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと〔やり取り〕	(4) 話すこと〔発表〕	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料》

- 重文、複文
- 肯定及び否定の平叙文
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、助動詞 (may, will など) で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの
- 文構造

➢ [主語+動詞]

➢ [主語+動詞+補語] のうち、主語+be 動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \\ \text{to 不定詞} \end{array} \right\}$ 、主語+be 動詞以外の動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➢ [主語+動詞+目的語] のうち、主語+動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

➢ [主語+動詞+間接目的語+直接目的語] のうち、主語+動詞+間接目的語+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

➢ There + be 動詞 + ~

○代名詞

➢ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び形など

➢ 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現

○to 不定詞

○動名詞

○have to, don't have to

○語句に関するもの

➢ 月 (January~December) 12 語

➢ 曜日 (Monday~Sunday) 7 語

➢ 序数 (first~thirteenth) 13 語

➢ 色 (color: black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple) 9 語

➢ 場所 (house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea) 17 語

➢ 食べ物 (apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream)

14 語

➢ スポーツ (badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball) 6 語

➢ 身のまわりの物 (chair, desk, hat, pencil, table, umbrella) 6 語

➢ 動物 (bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger) 9 語

➢ 職業 (astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet) 10 語

○音声に関するもの

◆中学校第3学年

【国語】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
中学校第1学年 (1) 言葉の特徴や使い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が國の言語文化に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ(イ)オ 中学校第2学年 (1) 言葉の特徴や使い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が國の言語文化に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ(イ)エ 中学校第3学年 (1) 言葉の特徴や使い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア	中学校第1学年 (1) 話すこと・聞くことに關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ 中学校第2学年 (1) 話すこと・聞くことに關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	中学校第1学年 (1) 書くことに關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 書くことに關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	中学校第1学年 (1) 読むことに關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第2学年 (1) 読むことに關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ 中学校第3学年 (1) 読むことに關する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 イ

〔取り扱う題材〕

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やよみに關するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
<p>A 世界と日本の地域構成</p> <p>(1) 地域構成 ア⑦(4) イ⑦(4)</p> <p>B 世界の様々な地域</p> <p>(1) 世界各地の人々の生活と環境 ア⑦(4) イ⑦</p> <p>(2) 世界の諸地域 ア⑦(4) イ⑦</p> <p>C 日本の様々な地域</p> <p>(1) 地域調査の手法 ア⑦(4) イ⑦</p> <p>(2) 日本の地域的特色と地域区分 ア⑦(4) ⑧(4) ⑨(4) イ⑦(4)</p> <p>(3) 日本の諸地域 ア⑦(4) イ⑦</p> <p>(4) 地域の在り方 ア⑦(4) イ⑦</p>	<p>A 歴史との対話</p> <p>(1) 私たちと歴史 ア⑦(4) イ⑦</p> <p>(2) 身近な地域の歴史 ア⑦ イ⑦</p> <p>B 近世までの日本とアジア</p> <p>(1) 古代までの日本 ア⑦(4) ⑧(4) イ⑦(4)</p> <p>(2) 中世の日本 ア⑦(4) ⑧ イ⑦(4)</p> <p>(3) 近世の日本 ア⑦(4) ⑧(4) イ⑦(4)</p> <p>C 近現代の日本と世界</p> <p>(1) 近代の日本と世界 ア⑦(4) ⑧(4) ⑨(4) イ⑦(4)</p> <p>(2) 現代の日本と世界 ア⑦ イ⑦(4) ⑧</p>

【数学】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【正の数と負の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性と意味 四則計算 表現、処理 四則計算の方法の考察、表現 具体的な場面での活用 <p>(2)アイ</p> <p>【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性と意味 乗法と除法の表し方 一次式の加法と減法 表現、読み取り 計算の方法の考察、表現 <p>(3)アイ</p> <p>【一元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性と意味 文字で解の意味 方程式を解く 解く方法の考察、表現 具体的な場面での活用 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整式の加法、減法 単項式の乗法、除法 表現、読み取り 文字を用いた式での説明 式の変形 計算の方法の考察、表現 具体的な場面での活用 <p>(2)アイ</p> <p>【連立二元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 解の意味 必要性と意味 方程式を解く 解く方法の考察、表現 具体的な場面での活用 <p>中学校第3学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【正の数の平方根】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性と意味 平方根を含む式の計算 表現、処理 計算の方法の考察、表現 具体的な場面での活用 <p>(2)アイ</p> <p>【簡単な多項式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単項式と多項式の乗除 式の展開と因数分解 展開や因数分解をする方法の考察、表現 文字式を用いた説明 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【平面図形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な作図 平行移動、対称移動及び回転移動 作図の方法の考察、表現 図形の関係の考察、表現 具体的な場面での活用 <p>(2)アイ</p> <p>【空間図形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直線や平面の位置関係 図形の計量 平面図形の運動による構成 空間図形の平面上への表現と読み取り 表面積や体積の求め方の考察、表現 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【基本的な平面図形の性質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平行線や角の性質 多角形の角の性質 平面図形の性質と説明 <p>(2)アイ</p> <p>【図形の合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合同の意味 三角形の合同条件 証明の必要性、意味、方法 三角形と平行四辺形の性質及び証明 具体的な場面での活用 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【比例、反比例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関数関係の意味 比例、反比例の関係 座標の意味 比例、反比例の表現 二つの数量の変化や対応の特徴 具体的な事象の考察、表現 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【一次関数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次関数の理解 事象と一次関数 二元一次方程式 変化や対応の特徴を考察、表現 具体的な事象の考察、表現 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【データの分布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒストグラムの必要性と意味 表やグラフに整理 傾向を読み取り考察、判断 <p>(2)アイ</p> <p>【不確かな事象の起こりやすさ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確率の必要性と意味 傾向を読み取り表現 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ</p> <p>【データの分布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 四分位範囲や箱ひげ図の必要性と意味 箱ひげ図で表す 傾向を読み取り考察、判断 <p>(2)アイ</p> <p>【不確かな事象の起こりやすさ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 場合の数を基にした確率の必要性と意味 確率を求める 確率の求め方の考察、表現 不確かな事象の考察、表現

※ 「A 数と式」のうち『誤差』と『 $a \times 10^p$ の形の表現』については出題範囲から除く。

【理科】(分野別出題範囲)

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の3種類(「A問題」「B問題」「C問題」)から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア ⑦ 光と音 ④ 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア ⑦ 電流 ④ 電流と磁界 イ (5) 運動とエネルギー ア ⑦ 力のつり合いと合成・分解 ④ 運動の規則性 ⑤ 力学的エネルギー イ (7) 科学技術と人間 ア ⑦ エネルギーと物質 ② エネルギーとエネルギー資源の一部分(エネルギーの変換と保存、熱の伝わり方) イ	(2) 身の回りの物質 ア ⑦ 物質のすがた ④ 水溶液 ⑤ 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア ⑦ 物質の成り立ち ④ 化学変化 ⑤ 化学変化と物質の質量 イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア ⑦ 生物の観察と分類の仕方 ④ 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア ⑦ 生物と細胞 ④ 植物の体のつくりと働き ⑤ 動物の体のつくりと働き イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア ⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察 ④ 地層の重なりと過去の様子 ⑤ 火山と地震 ② 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア ⑦ 気象観測 ④ 天気の変化 ⑤ 日本の気象 ② 自然の恵みと気象災害 イ

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア ⑦ 光と音 ④ 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア ⑦ 電流 ④ 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア ⑦ 物質のすがた ④ 水溶液 ⑤ 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア ⑦ 物質の成り立ち ④ 化学変化 ⑤ 化学変化と物質の質量 イ (5) 化学変化とイオン ア ⑦ 水溶液とイオン ④ 化学変化と電池 イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア ⑦ 生物の観察と分類の仕方 ④ 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア ⑦ 生物と細胞 ④ 植物の体のつくりと働き ⑤ 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア ⑦ 生物の成長と殖え方 ② 細胞分裂と生物の成長 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア ⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察 ④ 地層の重なりと過去の様子 ⑤ 火山と地震 ② 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア ⑦ 気象観測 ④ 天気の変化 ⑤ 日本の気象 ② 自然の恵みと気象災害 イ

◇C問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (9) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (9) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン ② 原子の成り立ちとイオン イ	(1) いままでの生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (9) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 (4) 遺伝の規則性と遺伝子 (9) 生物の多様性と進化 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (9) 火山と地震 (4) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (9) 日本の気象 (4) 自然の恵みと気象災害 イ

【英語】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料》

○重文、複文

○疑問文のうち、助動詞 (may, will など) で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの

○文構造

➢ [主語+動詞]

➢ [主語+動詞+補語] のうち、主語+be 動詞+
 { 名詞
代名詞
形容詞
to 不定詞 }、主語+be 動詞以外の動詞+
 { 名詞
形容詞 }

➢ [主語+動詞+目的語] のうち、主語+動詞+
 { 名詞
代名詞
動名詞
to 不定詞
that で始まる節 }

➢ [主語+動詞+間接目的語+直接目的語] のうち、主語+動詞+間接目的語+
 { 名詞
代名詞 }

➢ [主語+動詞+目的語+補語] のうち、主語+動詞+目的語+名詞

➢ There + be 動詞 + ~

➢ It + be 動詞 + ~ + to 不定詞

○代名詞

➢ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の特性及び形など

➢ 現在形や過去形、現在進行形、過去進行形、現在完了形、現在完了進行形、助動詞などを用いた未来表現

○形容詞や副詞を用いた比較表現

○to 不定詞

○動名詞

○受け身

○語句に関するもの

➢ 月 (January~December) 12 語

➢ 曜日 (Monday~Sunday) 7 語

➢ 序数 (first~thirteenth) 13 語

➢ 色 (black, blue, green, red, yellow, white) 6 語

➢ 場所 (house, library, park, school, station) 5 語

➢ スポーツ (badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball) 6 語

➢ 職業 (astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet) 10 語

○音声に関するもの

(別紙)

令和5年度 中学生チャレンジテスト 第1学年・第2学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 5年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	周知用リーフレットの配送 抽出校の指定
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	学校基本情報の再確認
	11月	実施マニュアル等の配送
	12月	
令和 6年	1月	問題等の配送 (9日) テスト実施 (10日) アンケート実施期間 (10日～24日) 解答用紙の回収 (11日) 後日実施の回収 (18日)
	2月	テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	3月	

令和5年度 中学生チャレンジテスト 第3学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 5年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	周知用リーフレットの配送 実施マニュアル等の配送
	7月	学校基本情報の再確認
	8月	
	9月	問題等の配送（4日） テスト実施（5日） アンケート実施期間（5日～19日） 解答用紙の回収（6日） 後日実施の回収（13日）
	10月	テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	11月	
	12月	
令和 6年	1月	
	2月	
	3月	

8. 一般業務報告

1. 令和5年3月定例会月議会に係る報告事項について
2. 令和4年度教育大綱実施計画の取組状況について
3. 大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について
4. 市内小学校におけるいじめ等に関する報告について
5. 学校園における教育活動について

9. 会議録

- 水野教育長 それでは定刻になりましたので、開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
- 北本部長 本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告申し上げます。
- 水野教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から3月の教育委員会定例会を開催いたします。
まず、傍聴にお越しの皆様、朝早くからありがとうございます。いよいよ年度末最後の定例会となりましたので、どうぞよろしく願いいたします。
なお、本日は所管部署でございます産業・文化部より議案説明等のために出席いただいております。
それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりお願いいたします。
次に、次に、日程第2 教委議案第7号 令和5年度大東市教育委員会事務局職員人事について、です。
人事案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書きの規定により非公開としたいと思いますが、賛成の委員は挙手をお願いします。
- 【挙手全員】
- 水野教育長 ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。
傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。
- 【非公開】
- 水野教育長 それでは、日程第2教委議案第7号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。
次に、日程第3 教委議案第13号 令和5年度社会教育に関する施策の重点目標について、提案理由の説明をお願いいたします。
- 北田部長 教委議案第13号「令和5年度社会教育に関する施策の重点目標について」の提案理由をご説明いたします。
議案書表紙をめくっていただき、1ページ目をお願いいたします。
産業・文化部 生涯学習課・スポーツ振興課では、「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に基づき、「社会教育に関する施策」の企画・立案・推進を補助執行しております。そのため、社会教育に関する施策の重点目標について、議案を上程させていただくものでございます。
令和5年度重点目標としましては、前年度に引き続き、「1. 社会教育施設の活用」、「2. 社会教育団体等との連携」、「3. 人権尊重のまちづくりの

取り組み」の3項目を掲げております。

各項目の具体的な取り組みにつきましては、次の2ページをお願いいたします。前年度との変更点を中心に説明いたします。

「1. 社会教育施設の活用」でございます。

「⑦本市の歴史を学ぶことで、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成につながるよう、国史跡飯盛城跡や市史跡平野屋新田会所跡について広く市民に周知し、理解を深めていただくための講座の開催やパンフレット等を作成する。」としております。

続いて、⑩では、図書館について、新たな付加価値の研究に取り組むことを、引き続き挙げております。令和3年5月特別議会において、「学校図書館及び市立図書館のさらなる充実を求める要望書」が出されており、市立図書館について、「より市民が利用しやすく、多様性に富んだ施設活用を進めること」が求められていることから、児童・生徒のサードプレイスとしての役割や多忙な現役世代の利用促進などの方策の検討を進めてまいります。

続きまして、3ページに移りまして、「2. 社会教育団体等との連携」でございます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染対策を行いながら、社会教育団体との共催事業や、団体への委託事業を実施いたしました。新たな生活様式に対応し、オンラインでの配信事業等も実施されています。

引き続き、他自治体の事例研究も行いながら、各団体が社会教育活動を継続・発展させていけるように適切な助言や支援を行ってまいります。

⑨の項目以降については、市民のスポーツ振興や健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう、また、大東市体育協会等の社会教育団体等との連携を強化して、魅力あるスポーツイベントを企画立案し、誰もが楽しく参加できるスポーツの導入を通して、市民の健康増進と地域の活性化を図ってまいります。

また、昨年度より開始いたしましたeスポーツにつきましては、世代の超えた交流や活躍の場の創出、新しいデジタルの技術が進んでいる中、社会情勢の変化に対応しうる柔軟性を備えた人材の育成につなげてまいります。

最後に、4ページ目の「3. 人権尊重のまちづくりの取り組み」でございます。変更点はございませんが、①では引き続き、社会教育活動等を行う関係団体における人権問題研修の充実に取り組み、②では職員および施設を運営する指定管理者スタッフが様々な機会を活用して人権意識の向上に努め、社会教育活動の中で実践し、人権尊重のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、令和5年度「社会教育に関する施策の重点目標」のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

では私から一点よろしいですか。2番社会教育団体との連携の②子どもの放課後の居場所づくりを拡充するため、図書館や公民館等の社会教育施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら、積極的な事業展開を推

水野教育長

進するとありますが、現段階でのイメージがあれば教えてください。

家村課長

現在行っている取組といたしましては、青少年協会と30ホールの指定管理者アステムがコミュニティーサロンにおいて、大学生や高校生が放課後に小中学生へ勉強を教える活動をされておりまして、

水野教育長

また公民館の空き室を活用して子どもの学習スペースを提供しています。それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第14号 令和5年度大東市社会教育委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いいたします。

北田部長

教委議案第14号「令和5年度大東市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法第15条第2項に基づき、教育委員会が委嘱するものであり、その職務は、同法第17条に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することなどとなっております。

「大東市社会教育委員に関する条例」第3条で、任期は1年と定められ、本年3月31日に任期が満了するため、候補者名簿を提出し、委嘱についてご議決をお願いするものでございます。

議案の2枚目に令和5年度大東市社会教育委員候補者の名簿を掲載しております。8名の候補者は、各団体から推薦していただいております。8名のうち5名の方が留任で、新任の方は、大東市スポーツ推進委員会、一般社団法人大東青年会議所、および大東市公立中学校長会からの3名でございます。なお、大東市公立中学校長会につきましては、新年度の体制になってから、中学校長会よりお名前を挙げていただくものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

産業・文化部所管に係る議案等はすべて終わりましたので、産業・文化部の職員は退席いただいて結構です。

それでは、次に、日程第5 教委報告第1号 臨時代理の報告について、報告理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

教委報告第1号「臨時代理の報告」につきましてご説明いたします。

今回の臨時代理の報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定により、臨時に代理したことにつきまして、同条第3項の規定により報告するものでございます。

臨時代理を行った内容についてご説明いたします。

「1. 臨時代理の日」につきましては、令和5年3月14日でございます。

「2. 臨時代理の事項」としましては、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定」でございます。

「3. 臨時代理の理由」としましては、「特に急を要するため」でございます。

「特に急を要する」こととなった事情としましては、大東市議会・令和4年12月定例会議会におきまして、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部改正」のご議決を頂戴し、体育館冷暖房設備使用料を規定いたしました。その時点で、工事完了日の見通しが不明であったことから、施行期日については、「規則で定める日から施行する」と規則委任を行った経過がございました。そして、体育館冷暖房設備が稼働可能となり次第、速やかに施行日を決定し、運用開始するものとして準備を進めてまいりました。

このような状況で、2月末には、体育館冷暖房設備の設置工事が竣工し、体育館冷暖房設備を使用する環境が整いましたので、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定し、3月20日を施行期日といたしまして、施設利用者における体育館冷暖房設備の使用開始日を定めたものでございます。

以上、臨時代理の報告につきまして、ご説明させていただきました。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

では私から、卒業式で使用されたと思いますが、どのようなお声が上がりましたか。

芦田次長

全8中学校中、設置を致しました4中学校からは、卒業式が始まる前から運用していたことにより、温かい中で卒業式が行えたことは大変好評であったと報告を受けております。

水野教育長

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第6 教委議案第8号 大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について、及び、日程第7 教委議案第9号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程及び大東市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷次長

議案第8号「大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について」及び、議案第9号「大東市教育委員会事務局事務決裁規程及び大東市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について」、ご提案申し上げます。

両議案ともに、本市において機構改革が令和5年4月1日に施行されることに伴い、関連する教育委員会所管の規則等について所要の改正を行う必要があるためでございます。

まず、議案第8号「大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について」ですが、「地方公務員法」第15条の

2第2項及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第15条第1項の規定に基づき制定を行うもので、具体的には別表の1の部(2)項中「第3条第2項」を「第3条第1項に規定する室長、同条第2項」に改めるものです。

次に、議案第9号「大東市教育委員会事務局事務決裁規程及び大東市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項第2号の規定に基づき、制定を行うものでございます。具体的には、「大東市教育委員会事務局事務決裁規程」の別表の4の表中「企画・教職員課」を「教職員課」に改め、併せて、「大東市教育委員会文書取扱規程」の別表一般文書の部につきまして、教育総務部と学校教育政策部の両部にまたがる形で教育企画室を加えるものです。

なお、施行はいずれも令和5年4月1日からを予定しております。

説明は以上でございます。何卒ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

無いようでしたら、まずは、日程第6 教委議案第8号 大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について、承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

続きまして、日程第7 教委議案第9号 大東市教育委員会事務局事務決裁規程及び大東市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第8 教委議案第10号 令和5年度大東市奨学生の選定について、提案理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

議案第10号 令和5年度大東市奨学生の選定につきまして、ご説明申し上げます。

大東市奨学貸付条例(平成2年条例第13号)第3条の規定により、申請があった者について、同条例第4条の規定により、本案を提出するものでございます。

なお、配布させていただいた資料につきましては、個人情報保護の観点より、氏名、住所等個人を特定できる情報につきましては、一部表記を控えさせていただいておりますので、ご了承願います。

資料「令和5年度 大東市奨学生申請者名簿」のとおり、令和5年度大東市奨学生申請者は、高等学校・専修学校等について、1名の申請がございました。

選定基準に従って審査いたしました結果、次ページの資料「令和5年度大東市奨学生申請者資格適否表」にございますとおり、申請者1名につきまして、奨学生としての資格を有しており、且つ令和3年分所得が所得基準額

を下回っていただきましたので認定としております。

従いまして、令和5年度大東市奨学生は、次ページの資料「令和5年度大東市新奨学生名簿」のとおり1名となります。

以上、令和5年度大東市奨学生の選定につきましての説明となります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第9 教委議案第11号 令和5年度大東市公立学校園に対する指示事項について、提案理由の説明をお願いいたします。

伊東部長

教委議案第11号「令和5年度 大東市公立学校園に対する指示事項」についてご説明いたします。

本指示事項は、大阪府教育委員会からの「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容を踏まえ、本市における学校教育の状況や課題、市としてめざすところ、また市独自の取り組み等を盛り込み、本市学校園の活性化と充実を図るため、令和5年度、各学校園において重点的に取り組むべき事項について指示するものです。

それでは、まず、前文をご覧ください。

令和5年度「学校教育の重点」としては、「すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現」としております。

国においては、令和3年1月の文科省中教審の答申をはじめ、「令和の日本型学校教育の構築」について、「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」についてなど、義務教育の在り方や意義、学校が果たす役割について議論されているところです。

長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響は、教育活動に多くの変化をもたらすとともに、従来の教育活動を再構築する機会となり、ICT機器やオンライン環境の活用は、学ぶ姿の進化とともに、柔軟で多様な学びの可能性を広げました。子どもたちの多様な学びを支えるためには、個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具現化が求められます。

本市学校園においてはこれまで、教員の確かな関わりによる「学び合う」学校園づくりをめざした『だいたう教育ビジョン2022』の具現化に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点で、「学び合う」授業づくりについて工夫を重ね、さまざまな研修を通じて教員としての専門性を互いに磨き、学びの質を高めてきました。この積み重ねを基盤に、さらに学習者を主体とした「学び合う」授業づくりの深化を進めなければならないと考えております。

あわせて、不登校傾向にある子どもや、支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現のために、多様な学びへのアクセスを保障し、将来の社会的自立へとつなげるべく、主体的な学習者を育てなければなりません。

その目的達成にむけて、校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった教職員集団を形成し、それぞれが持つ学校力をさらに高めながら、子どもたちの豊かな学びへとつながる教育活動のさらなる推進に努めることを指示しております。

次に、令和4年度は、1ページ以降に記載しております個別の重点事項の前に、特別重点事項として、新型コロナウイルス感染症に係る対応について示してはいたしましたが、令和5年度については削除をしております。

続きまして、1ページ以降、具体的な内容につきましては、今年度と同じく3つの柱立てで構成しております。下線網掛け部分に変更点となっておりますので、主な変更・追加箇所についてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上において、【重点指示事項】(1)の②地域とともにある学校園づくりの推進として、全中学校区において設置を進めてきた、学校運営協議会を活用し、地域とともにある学校園運営体制のさらなる充実を図り、学校園が行う教育活動等において、保護者や地域が主体的に参画できるように推進していくことと記載しております。

次に、2ページ下段(1)①豊かな心を育む道德教育の充実について、道德科の授業においては、道德的価値について教材や体験等から考えたことを、議論をとおして多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるように、授業改善に努めることと記載しております。

次に、3ページ中段(進路指導)について、日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障がいのある生徒の進路指導にあたり、十分な情報提供や説明に努めるとともに、必要に応じて、府の「オンライン日本語指導」を活用することを追加して記載しております。

同じく、3ページ下段④幼児教育の充実および小学校教育との連携について、5歳児から小学1年生にかけての、いわゆる「架け橋期」の大切さを意識し、より円滑な接続が進むよう、今後策定予定の「大東市 幼保小の架け橋プログラム」の有効な活用を努めることと記載しております。

次に、4ページ中段②生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組みについて、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」等を活用し、個性の発見や可能性の伸長、社会的資質・能力の向上につなげる発達指示的生徒指導を推進するとともに、児童・生徒が主体的に活動する機会等を確保し、意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりすることにより、健全な成長や自立を促すよう努めることと記載しております。

次に、4ページ～5ページにかけまして、④不登校への対応および取組みの推進について、全ての子どもが何らかの学びにアクセスできている状態となるよう、児童・生徒の状況の把握(アセスメント)に努めるとともに、ICTを活用した学習支援を行う、教室以外の居場所での支援を行う等、きめ細やかで多層的な対応を図り、不登校の早期発見、早期対応に努めること。その際、市の不登校政策をまとめた「学びへのアクセス100% 大東市不登校支援モデル」を参考に、関係機関と連携し、教育相談体制を構築するこ

とについて記載しております。

次に、7ページ上段④英語教育の充実について、小学校では、大阪府作成「STEPS in OSAKA」やデジタル教科書等のICTの活用について、中学校では、4技能（5領域）をバランスよく指導するとともに、『英検にチャレンジ!～Daito English Trial～』の有効活用、中学校卒業段階でCEFR（セファール）A1レベル（英検3級程度）の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ることについて記載しております。

最後に、7ページ中段（2）「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進について、一人ひとりの教育的ニーズについては、支援学級担任のみならず、支援教育支援員を含めて全教職員が相互に連携して把握し、合理的配慮について適切に対応するとともに、その基礎となる環境を整備し、校内で多様な学びの場の充実を図ることについて。

また、支援学級はもとより、通級指導教室及び通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進し、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、切れ目なく確実に引継ぎを進めることについて記載しております。

以上、主な変更、追加箇所を中心に説明をさせていただきました。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

中野委員

この指示を下した後のチェックはどれくらいの量されていますか。

伊東部長

例えば人権教育や教育課程でのヒアリング等を通じて把握に努めています。全体を総括してというよりは、分野によってそれぞれの時期に確認しています。

中野委員

学校長によっては、努めることとなっていることを、行っていない可能性は発生するということですか。

伊東部長

全ての項目においてとなると、その学校の教育課程により個々ということとは出てくることはあると思います。

中野委員

内容に関して意見は無いですが、これを遂行する際の管理体制や進捗状況については、課題視しても良いのかなと思います。せっかく具体的な内容まで指示を落としているし、内容も素晴らしいので、実行していくことが大事かなと思います。勿論校園長の器量というものが試されると思いますが、しっかり実行出来ているか出来ていないかは、第三者等が見ていく必要があるのではないかと思います。

田中委員

7ページの英語教育の充実において、CEFR A1レベルという言葉が初めて出てきたと思います。これについて教えて下さい。

村島総括

今年度大阪府の教育庁の方からCEFR A1レベルという言葉が出てきました。英検であれば3級が中学校卒業程度の学力であります。CEFR A1レベルも同様であり、様々な団体が行う英語に関する検定等を積極的に取り組んでほしいということで挙げさせていただいています。

齊藤委員

4ページの（2）②にあります発達支持的生徒指導について教えて下さい。

村島総括

発達支持的生徒指導とは学校全体で成長を認める、他者を認めることによ

り問題の未然防止に努めるという新たな文言が国の方から出されました。

太田委員 この指示を校長や教頭等は一般職員に研修を行うことも含めて指示をすべきでは。

伊東部長 本日ご議決頂きましたら、4月4日の合同会でということになりますが、現在の案の段階で3月校園長会にて伝達しております。4月以降各職員にデータでもお送り出来るようになります。これまでより、より指示事項に則したヒアリングを各課で行うことで、進捗確認していく必要があると思っています。

中野委員 指示された後、各学校では指示事項に対する計画書は作成されますか。

伊東部長 指示がされた後に、これに特化した計画書の作成は求めていますませんが、先ほど申し上げた通り、3月に指示事項の案を伝達していますので、各学校の教育計画が作成されております。

中野委員 その各学校の教育計画について、教育委員会でのチェック機能は働きますか。

伊東部長 各校の計画作成後の完成形が上がって来るので、来年度の計画に反映しますが、内容については今年行っていくように指示を出すことは可能です。

中野委員 昨年も教員全員に言うべきであると話していたが、全校で何%指示しましたか。

伊東部長 校園長会で各校長へ指示した後、電子データで全教員に配付するよう指示しましたので、配付率としては100%、全教員に配付しています。

田中委員 コロナ禍で子どもの体力も落ちてきているのではと思うのですが、いかがですか。

村島総括 令和4年度の成果として体力テストの結果、大阪府の数値を上回るような項目も出てきています。来年度も体力向上に努めていきたいと思えます。

水野教育長 それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長 それでは、この案件に関しまして承認といたします。特に文言修正は無かったかと思いますが、太田委員や中野委員からご指摘があったように、効果検証はより意識をお願いしたいことと、田中委員がコロナの影響があった中での体育というのはポイントとなってきますので、事務局としてはしっかりと肝に銘じて進めて頂ければと思います。

次に、日程第10 教委議案第12号 「令和5年度中学生チャレンジテスト」の参加について、提案理由の説明をお願いいたします。

浅井所長 教委議案第12号「令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について」説明をさせていただきます。令和5年度 中学生チャレンジテストへの参加について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、資料4枚目 令和5年度中学生チャレンジテスト実施要領1目的(2)に市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立するとあります。本市においても本テストに参加することで、本市の教育の成果と課題を検証する機会とするとともに、学

力向上の取組みの改善を図るために継続して参加することを事務局としては提案させていただきます。

今後、各中学校及び事務局が、学力向上の取組みの検証と改善に生かすという趣旨のもと、令和5年度中学生チャレンジテストへ参加することについて何卒宜しくご審議の上、ご議決を賜りますよう、お願いいたします。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

以上で本日の教委議案を終わります。

・・・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①令和5年3月定例会議会に係る報告事項について

- ・大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・令和4年度大東市一般会計補正予算（第9次）について
- ・令和5年度大東市一般会計予算について

②令和4年度教育大綱実施計画の取組状況について

- ・「学力向上」「安全安心な教育環境の推進」「開かれた魅力ある学校づくり」「徹底的家庭応援」の4つの重点項目を元に説明

意見・質問

- ・数値化出来るところは数値化しPDCAを分かりやすくしてほしい。

③大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

- ・物価高騰に対する負担軽減策としての令和5年度1学期分の給食費無償化及び新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられることによる改正

④市内小学校におけるいじめ等に関する報告について

- ・重大ないじめについては犯罪行為に当たる旨の通知が文部科学省より出された
- ・令和5年度から重大事態については国に報告するよう通知が出された

⑤学校園における教育活動について

- ・3月13日からはマスクの着用は個人の判断となったが、学校だけは4月1日からとなされた

・入学式について、保護者へのマスク着用は求められなくなった

田中委員より退任の挨拶

・教育委員になったきっかけは前教育長からの連絡でありました。それから10年が経ち、教育委員会の顔ぶれも大きく変わりました。私から一番お話ししたいことは、4月というのはリスタートの時期で、仕事をしている人にとっては、また頑張らないとなという気分になるが、子どもにとっては、一生に一度の小学校生活中学校生活であり、もう味わうことのない体験経験であります。ですから尚更気持ちを引き締めて、私も頑張っていきたいと思いますし、皆さんも頑張っていってほしいと心から願っています。これからは陰ながら応援させていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

各教育委員から意見等について

- ・新たな計画を策定する際は、翌年検証出来るように、計画の部分は具体的に、時間をかけて策定して頂けたらと思う。
- ・退任される田中委員と同じ境遇で教育委員になったこと。
- ・学校へ刃物を持った者が入ってきた事件における学校の対応について肝心な時に冷静に判断出来るかどうかが大切である。

以上をもちまして、3月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和5年4月25日

水野教育長

齊藤委員